

労働保険に関するお知らせ

令和3年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月1日（火）から7月12日（月）まで です。

管轄の労働保険同局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新の申告書は、管轄の労働局・労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けていますのでご活用ください。

なお、年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンター（TEL：0800-555-6780）【開設期間は令和3年5月31日（月）から7月16日（金）まで。通話料は無料。】までご相談ください。

年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細については、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚労省ホームページでもご覧いただけます。



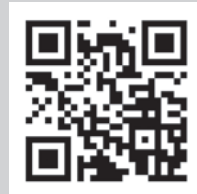
厚生労働省ホームページ
【申請書の書き方パンフレット】

労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご活用ください！

自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。

また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

- 労働保険の電子申請は「e-Gov」（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）から行うことができます。
- 労働保険関係手続（一部手続きを除く）は、GビズIDを利用して手続することができます。
- 労働保険料の納付は、金融機関の窓口に行かなくても口座振替や電子納付が可能です。



「e-Gov」



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

【4月のゴミ回収量（一般ゴミ）】

全体 89.55 t
(昨年度同月回収量80.04 t 約11.8%増)
内訳 焼却処分 60.63 t
リサイクル 22.94 t
埋立処分 5.98 t



混ぜればゴミ！分ければ資源！地球温暖化による環境への負担などを減らすため、ゴミの分別・減量にご協力をお願いします。

鹿部町内不法投棄等監視パトロール実施中！！

～不法投棄は絶対にしないようにしましょう～

不法投棄をすると5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれを併科に処せられます。